2019 年 11 月 18 日

北海道大学
総長職務代理　笠原　正典　様

北海道大学教職員組合
執行委員長　山形　定

団体交渉（継続）の申し入れ

北海道大学教職員組合は、働く者の環境改善のために雇用の安定は極めて重要だとの観点から、非正規職員の雇用期限撤廃に取り組んできた。その一環として、非正規職員の「5 年を超える労働契約更新」に道を開く制度設計を求め、2018 年 1 月 30 日以降これまでに計 5 回の団体交渉を重ねてきた。交渉は完了に至っていないというのが北海道大学教職員組合の認識であることから、下記について団体交渉を申し入れる。

記

現行ルールである「非正規職員の雇用年数等の見直しについて（教育・研究従事者及び病院の診療等従事者を除く）」（2012 年 12 月 25 日役員会決定）に挙げられている「１）障害者を雇用する場合」及び「２）②地域性や特殊な技能・免許等を必要とする職種で代替者を得られない場合」といった「特例」の対象者以外であっても、北海道大学の教育研究力の強化という観点から「5 年を超える労働契約更新」に道を開くような、新たな制度設計を検討すること。

このことに関連して、大学が、5 月より各部局（33 部局）に対しヒアリングを実施した結果について、情報開示・説明を行ない、制度設計に関して当組合と協議することを求める。

以　上